

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年9月13日 08時00分ごろ
発生場所	三重県志摩市波切港北西方沖 波切港東防波堤灯台から真方位321° 1.0海里付近 (概位 北緯34° 17.8′ 東経136° 53.4′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年9月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
負傷者	なし
損傷	船外機の濡損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向東南東、波高約0.5m
事故の経過	本船は、操縦者1人が乗り、遊漁の目的で船首を北に向けて船尾の乾舷が約0.2～0.3mとなって錨泊中、操縦者が、右舷船尾部に立って左舷側にあった氷等の入った約15kgのクーラーボックスを持ち上げて右舷側に移動しようとした際、バランスを崩したところに左舷方からの波高約0.5mのうねりによる力が加わり、右舷方に転覆し、操縦者は海中に投げ出された。 操縦者は、転覆した状況の目撃者から事故の通報を受けた海上保安庁の巡視艇により救助された。
分析	本船は、船首を北方に向け、波高約0.5mのうねりを左舷から受けている中、錨泊中、操縦者が右舷船尾部に立って左舷側にあった約15kgのクーラーボックスを持ち上げて右舷側に移動しようとしたことから、バランスを崩して右舷方に傾いて転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船首を北方に向け、波高約0.5mのうねりを左舷から受けている中、錨泊中、操縦者がクーラーボックスを持ち上げて移動しようとしたため、バランスを崩して右舷方に傾いて転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートの操縦者は、重量物を移動する場合には波浪による影響を考慮するとともにできる限り低い姿勢で行うこと。

	・ミニボートは、サイドフロートを装着することが望ましい。
--	------------------------------